

## AWA J I 島博ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 AWA J I 島博の公式ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについては、この規程に定めるところによる。

(ロゴマークの規格)

第2条 ロゴマークの規格は、別紙の「AWA J I 島博ロゴマーク使用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によるものとする。

(ロゴマークの使用承認申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、AWA J I 島博ロゴマーク使用申請書（様式1号）（以下「申請書」という。）をAWA J I 島博実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請は不要とする。

- (1) AWA J I 島博実行委員会（以下「実行委員会」という。）構成団体及びその構成員が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 旅行会社、雑誌社等がAWA J I 島博を契機とした淡路島への誘客を目的に旅行商品や記事に使用する場合
- (4) AWA J I 島博サポーター(参加事業者及び協賛者を含む。)が有する情報発信ツール等で使用する場合
- (5) その他会長が適当と認めた場合

(ロゴマークの使用承認)

第4条 会長は、前条に定める申請書の提出があった場合は、ロゴマークを使用しようとする商品又は宣伝広告品（以下「商品等」という。）の種類、内容等を審査し、適当であると認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、会長は使用方法等について条件を付すことができる。

2 会長は、使用を承認する場合は、使用承認書（様式1号）により通知し、使用を承認しない場合は、使用不承認通知書（様式3号）により通知する。

(承認の条件)

第5条 会長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則、その使用を承認しないものとする。

- (1) AWA J I 島博若しくは淡路島のイメージを傷つけ、又は妨げとなるおそれがある場合
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのある場合
- (3) 反社会的要素及び誹謗中傷を含む場合並びに法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) その他会長が承認しないことが適切であると判断した場合

(使用の条件)

第6条 ロゴマーク使用者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークの使用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) マニュアルに定める色、形、書体、使用方法等を守り、正しく使用すること。
- (2) AWA J I 島博のイメージを損なう使用、展開又は応用をしないこと。

2 第4条の使用承認を受けた者は、前項に加えて次の各号に掲げる事項も遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
- (2) 事業終了後、実績報告書（様式1）及び当該使用に係る物件の使用品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(承認事項の変更)

第7条 第4条の使用承認を受けた者は、承認事項の内容を変更する必要があるときは、変更申請書(様式2号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条から前条までの規定は、前項の承認について準用する。その場合は、「使用承認書(様式1号)」とあるのは「使用変更承認書(様式2号)」、「実績報告書(様式1号)」とあるのは「実績報告書(様式2号)」に読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第8条 会長は、第3条第2項に定める者が次の各号のいずれかに該当した場合は、使用者に対して使用方法の是正、使用の中止、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

(1) 使用者がこの規程に違反した場合

(2) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) その他ロゴ等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 会長は、第4条の使用承認を受けた者が前項の各号及び次の各号のいずれかに該当した場合は、使用者に対して使用方法の是正、当該承認の取消し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者が第4条の使用承認に付した条件に違反した場合

(2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

3 会長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨をAWAJI島博ロゴマーク使用承認取消通知書(様式4号)により、使用者に通知する。

4 会長は、第1項及び第2項の規定による措置により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

5 会長は、使用者にロゴ等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(経費等の負担)

第10条 会長は、この規程による使用申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 会長は、ロゴマーク使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴ等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理すること。

3 使用者は、ロゴ等の使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償すること

(情報公開)

第12条 会長は、ロゴマークの使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、実行委員会事務局(一般社団法人 淡路島観光協会)が行う。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。